

第 1 - 2 届出等の処理

1 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

- (1) 品名、数量又は倍数を変更することにより、位置（保安距離、保有空地等）、構造、設備又は設備の変更を伴わない場合は、届出することができる。
- (2) 品名の記載のみで指定数量が不明な物品については、危険物データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等を添付すること。
- (3) 添付図面等は次によること。
 - ① 品名、数量又は倍数の変更をしようとする製造所等の敷地内配置図（タンク等位置図）を添付すること。
 - ② 移動タンク貯蔵所の場合にあっては、積載するすべての品名、数量及び比重を記載した一覧表を添付すること。
 - ③ 変更するにあたり、危険作業を伴う場合にあっては、作業内容及び安全対策の内容が判明する必要な図面等を添付すること。
- (4) 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について（平22. 7. 8 消防危第144号通知）

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年 総務省第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年 総務省告示第246号）の施行（平成23年 2 月 1 日）後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油（一種に限る）以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から消防法第11条に基づく変更許可の申請又は消防法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届け出がされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験（繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法 J I S K 7070）の結果を添付すること。

2 譲渡又は引渡届

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等により所有権が移転することをいう。吸収合併の場合は、吸収される会社は譲渡となり、存続会社又は新設会社が譲渡を受けた者となる。
- (2) 商号（社名）又は代表者の変更は名称等の変更であって、譲渡又は引渡ではない。
- (3) 届出書に譲渡又は引渡の登記の写し若しくは、当事者の連名による証明書を添付すること。
- (4) 移動タンク貯蔵所における譲渡又は引渡については、平成 9 年 3 月 26 日消防危第33号通知によるものとする。

3 廃止届

- (1) 廃止届は、製造所等としての機能がなくなった状態の場合又は他の製造所等へ変更す

る場合に、提出すること。

なお、受付受理にあつては、廃止作業がすべて完了した時点で行うこと。

- (2) 製造所等を廃止するにあたり、危険作業を伴う場合にあっては、あらかじめ筑危則第 11 条第 4 号に規定する製造所等危険作業届を提出し、工事を行うこと。

- (3) 廃止届には、当該製造所等の設置及び変更に係るすべての許可書、申請書副本、完成検査済証及びタンク検査済証の原本並びにタンクプレートを添付すること。

なお、添付する許可書等の原本を紛失の場合は、始末書を作成させ添付させること。

- (4) 廃止に係る手続き

地下貯蔵タンクの用途を廃止するときは、平成 3 年 7 月 11 日付消防危第 78 号通知に定める「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」に基づく処理の実施を指導すること。

- ① 通常の手続き（地下タンクなし）

ア 製造所等危険作業届の提出（2 部）－筑危則第 11 条第 4 号様式第 18 号

イ 廃止作業の完了

ウ 廃止届を提出（2 部）－危省令第 8 条様式第 17 号

- ② 地下タンクを有する施設の場合の手続き

撤去に伴う事前相談時は、第 2 「仮使用の承認」 3 に掲げる事項のうち、必要と認める事項に適合するとともに、解体・撤去の具体的方法、当該工事における安全対策、工事日程及び緊急連絡網等を作成させ提出するよう指導すること。

ア 製造所等危険作業届の提出（2 部）－筑危則第 11 条第 4 号様式第 18 号

イ タンク堀上げ時に消防職員の立ち会い（タンクからの漏れ、土壌汚染の確認）

ウ 廃止作業の完了

エ 廃止届の提出（2 部）－危省令第 8 条様式第 17 号

4 保安監督者選任・解任届

製造所等の関係者は法第 13 条第 2 項の規定により、危険物保安監督者の選解任届出をするときは、次の事項を添付し届け出ること。

なお、選任届の届出時期については、危険物施設新規設置の場合、完成検査申請の受付後とする。

- (1) 実務経験を証明する書類及び危険物取扱者免状の写し。

- (2) 実務経験を証明する書類の様式は、危険物取扱実務経験証明書（筑危則 様式第 22 号）による。

なお、実務経験は、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験に限らず、交付を受ける前の実務経験も含まれるものである。（平元 7. 4 消防危第 64 号質疑）

5 製造所等の休止又は使用の再開（筑危則 第 11 条第 1 号）

製造所等の所有者、管理者又は占有者は、使用を 3 ヶ月以上にわたって休止しようとする

第1－2 届出等の処理

るとき、又は休止した製造所等の使用を再開しようとするときは、速やかに届け出ること。また、製造所等の一部の危険物タンクを休止する場合もこれに準じること。

(1) 届出様式は、製造所等使用休止再開届による。（筑危則 様式第15号）

(2) 休止する製造所等の危険物タンク（20号タンクを含む）には以下の処置を全て行うよう指導すること。なお、その際は製造所等危険作業届を提出すること。

ア タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行うこと。

イ 上記アの後、水又は不活性ガスを充てんすること。

ウ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにすること。

6 休止中の地下貯蔵タンク等における点検期間延長

危省令第62条の5の2第2項ただし書又は第62条の5の3第2項ただし書の規定による休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間の延長を認める基準は次によること。

(1) 届出様式は、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書（危省令 様式第42号）及び休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書（危省令 様式第43号）によること。

なお、理由書その他の参考となるべき資料を添付すること。

(2) 「危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められる場合」とは、上記5(2)による措置を行っている場合であること。

(3) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期について

ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検期間の実施期限までに実施すること。

イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日までに実施すること。

7 製造所等で災害発生（筑危則 第11条第2号）

製造所等で火災、爆発及び危険物の流出その他の事故が発生したときは、所有者、管理者又は占有者は、速やかに届け出ること。

(1) 届出様式は、製造所等災害発生届による。（筑危則 様式第16号）

配置図、事故内容を明らかにした詳細図及び写真等を添付すること。

8 軽易な変更（筑太危規則 第11条第3号）

製造所等で変更許可を要しない軽易な変更を行うときは、軽易な変更該当するかにつ

いて、第23 変更許可を要しない軽微な変更 別表 1 「製造所等において行われる変更工事に係る取扱い」によること。

- (1) 届出様式は、製造所等変更届による。(筑危則 様式第17号)

変更内容について必要な図面を添付すること。

9 火災予防上危険な作業 (筑危則 第11条第4号)

- (1) 製造所等において、変更許可を要する工事及び製造所等変更届を要する軽微な変更工事を除き、おおむね次の作業が該当するものとする。

- ① 品名の変更をともなわない油種の変更作業
- ② タンク内部の清掃及び洗浄作業
- ③ 製造所等の廃止に伴う解体等の作業
- ④ その他火気の使用など火災予防上危険な作業等

- (2) 届出様式は、製造所等危険作業届による。(筑危則 様式第18号)

工事部分の位置、構造及び設備に関する図面並びに工事に係る火災予防の措置について記載した書類を添付すること。

10 設置者の氏名、住所等の変更 (筑危則 第11条第5号)

製造所等で、名称、設置者の氏名（設置者が法人の場合は代表者の氏名）、設置者の住所（設置者が法人の場合は主たる事業所の所在地）、製造所等の住所の地番の変更が生じた場合は、届け出ること。

- (1) 届出様式は、製造所等名称等変更届による。(筑危則 様式第19号)

- (2) 変更許可申請時、軽易な変更届出時及び譲渡引渡し届出時等に当該申請書及び届出書の設置者欄に変更後の代表者氏名等を記載することにより本届出を省略することができる。

11 設置又は変更許可後の工事中止若しくは工事期間の変更 (筑危則 第12条)

消防法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者が、許可後の事情の変更により当該工事を中止するとき、又は着工若しくは完成の予定期日を6ヶ月以上変更したときは届け出ること。

- (1) 届出様式は、製造所等工事変更届による。(筑危則 様式第20号)

12 屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長

屋外タンク貯蔵所の内部点検を期間内に実施することが困難なときは届け出ること。

- (1) 届出様式は、内部点検期間延長届による。(危省令 様式第33から35号)

前回の内部点検の記録を添付すること。(運用事項)

13 地下タンク等の圧力点検実施結果の届出 (筑危則 第16条)

- (1) 次のいずれかに該当する製造所等(省令第9条の2各号に掲げる製造所等を除く。)

第 1－2 届出等の処理

関係者は、法第14条の3の2の規定による定期の点検として地下タンク及びこれに接続する配管の圧力点検をしたときは、速やかに届け出ること。

- ① 地下タンクを有する製造所
- ② 地下タンク貯蔵所
- ③ 地下タンクを有する給油取扱所
- ④ 地下タンクを有する一般取扱所

(2) 届出様式は、地下タンク等圧力点検実施結果届による。（筑危則 様式第23号）

14 地下貯蔵タンク等の在庫管理計画の届出（筑危則 第17条）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により届け出をするときは、下記事項により行わなければならない。

(1) 届出様式は、地下貯蔵タンク・地下埋設配管在庫管理計画届による。（筑危則 様式第24号）

(2) 届出書には、危険物の在庫管理に関する必要事項が記載された書類を添付すること。
なお、給油取扱所における「漏えい検査管による漏れの確認」及び「精度100分の1以上の在庫管理」を1週間に1回の漏れ確認の実施状況が確認できる資料として石油連盟作成の「SS施設安全点検記録帳」を活用してよい。（平16. 3. 18 消防危第33号通知）

(3) 日常的に危険物の取扱いが行われるボイラー等、給油取扱所以外の施設における当該届出の際、併せて流量計等の設置指導を行うことにより、「精度100分の1以上の在庫管理」を確実なものとする。

15 設置又は変更許可申請等の取り下げ（筑危則 第9条）

(1) 次の申請を許可、認可又は承認前に取り下げるときは、届け出ること。

- ① 仮貯蔵又は仮取扱いの承認
- ② 製造所等の設置又は変更の許可
- ③ 仮使用の承認
- ④ 予防規程の認可
- ⑤ 製造所等特例認定の申請

(2) 前(1)①の届出様式は、危険物仮貯蔵仮取扱承認申請取下げ届による。（筑危則 様式第12号）

(3) (1)②から⑤の届出様式は、許可等の申請取下げ届による。（筑危則 様式第13号）

16 消防用設備等の着工届

(1) 製造所等の消防用設備等で、消防法施行令第36条の2第1項に定められた工事をしようとするときは、届け出ること。

(2) 着工届に係る運用については、第21－3「消防用設備等の着工届に係る運用について」によること。

17 特例適用申請（筑危則 第4条）

(1) 政令第23条の規定による認定を受けようとする者で、製造所等の設置許可又は変更許可において、次に掲げる事項に該当するときは、法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は変更の許可と同時に提出すること。

① 危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、危政令に定める技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるとき。

② 予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、危政令に定める技術上の基準による場合と同等以上の効果があると認められるとき。

(2) 届出様式は、危険物製造所等特例認定申請書による。（筑危則 様式第3号）

なお、当該申請書の提出は、法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は変更の許可申請と同時に行うこととし、特例適用の条件に該当することが確認できる図面その他の資料を添付すること。